## 平成27年度奈良県森林審議会 林地開発審査部会(第2回)議事要録

日時: 平成28年3月14日(月)

午後2:30~午後4:00

場所:奈良県婦人会館

1階中研修室(3)

## 1 開 会

- 2 挨拶 伊賀森林整備課長より挨拶
  - ・森林審議会の規程第4条第4項 林地開発審査部会での審議案件である旨説明。
  - ・今回の案件は太陽光パネル設置を目的とした林地開発案件1件
  - ・昨年度の11月10日に開催した奈良県森林審議会林地開発審査部会で審議いただいた太陽光パネル設置を目的とした林地開発地に隣接して、その2号地として開発を計画しているものである旨説明
- 3 委員紹介(部会長以下五十音順)水本部会長 岡崎委員 小森委員 田中委員 松村委員の出席を紹介
- 4 定数報告 委員5名中5名出席のため、半数を超えているので会議成立
- 5 配付資料の確認
- 6 議長の選出

奈良県森林審議会規程第4条第3項の規定に基づき、議長は部会長が務める

7 会議の公開

平成16年度の審議会において原則公開を決定し、特に非公開となる案件ではないため、公開とする 傍聴者はなし

- 8 議事録署名委員の指名松村委員、小森委員を指名
- 9 議事の進行 知事からの諮問案件は、第1号案件の1件
- 10 概要説明①

第1号議案事務局より概要説明

- ・申請者: 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内 Kクリーン エナジー奈良・ツー株式会社 代表取締役 古田 謙一
- ・開発行為の目的 : 太陽光発電施設用地の造成
- ・事業又は施設の名称:天理市ソーラーパーク2号発電所
- ・所在:天理市福住町5823 他24筆
- ・事業内容: 当該地は事業内容は、平成26年11月28日に許可した天理ソーラーパー ク1号地の北東の隣接地において、天理ソーラーパーク2号として太陽光 発電用地の造成を行い活用しようとするもの 開発行為に係る森林面積: 17, 2228 h a

## 11 質 疑

- 岡崎委員)最近太陽光関係の案件が増えているが、パネルの反射光により周辺の森林には影響はないのか
  - →事務局)太陽光パネルの反射光についての明確に答えられる資料は持ち合わせていないが、太陽光パネルは5度から10度に設置されていることから、反射光は設置位置よりかなり高いところにいくと考えられる。このため、当該地周辺の森林への影響は少ないと考える
- 岡崎委員)太陽光の反射光によりピンポイントで温度が50度近くになり森林に影響を与えることはないだろうか。今後問題となるのではないだろうか
- 小森委員)大阪などで街路樹の葉が焼けるといった例はあるようだが、直接枯れるという例は聞かない
- 松村委員)太陽光パネルの反射光については確かに危惧されるが、ここで議論をしても結論は出 ないだろうからまた、どこかで調査してもらうように
  - →事務局)聞いてみます
- 岡崎委員)生物多様性の条例(奈良県希少野生動植物の保護に関する条例)が活かされるよう希 少植物の調査については、ないこと前提で、見つかったら仕方ないねというような消極 的なものではなく、きちっと適切な時期に実施するよう県から指導されたい
  - →事務局) 希少野生植物が見つかったときには適切に保全するよう業者に指導する
- 松村委員)調整池の盛り土について浸透水により法尻が崩壊されないか確認されたい →事務局)業者に確認する
- 岡崎委員)20年の期間が過ぎた後のソーラーパネルや、土地についてどうするのか 土地所有者と現状復旧などの条件をつけた協定を結ぶなどして森林に復旧するのか
  - →事務局) 借地の際の協定内容等業者に確認する

松村委員)構造図については図面がわかりにくい

岡崎委員)森林の地形なども平面図より3次元に表した方がわかりやすい

- 田中委員)3次元的に見た方がわかりやすいものなどについては、事業説明のプレゼンテーションを、県ではなく業者にやってもらってはどうか
  - →事務局)業者の同席について検討する
- 小森委員)造成森林について、森林に復旧というのは、緑地なのか、元々あった森林なのか
  - →事務局)森林に復旧する。なお、1号地については当該地に自生するコナラのドングリを育て て植栽している
- 松村委員)元々自生していたからと言ってクヌギやコナラが良いかはクエスチョンである。山を切ったのであれば、マツとヒメヤシャブシの混植が有効である
  - →事務局)業者には検討するよう伝える

## 15 採決

第1号議案については原案どおり可決する